

社会福祉法人双葉町社会福祉協議会指定地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する双葉町社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）において行われる指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定地域密着型通所介護を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう地域密着型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 6 前項のほか「双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月29日双葉町条例第4号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)名称 双葉町社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業所
- (2)所在地 福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5

(従業者の資格)

第4条 事業所に従事する者の資格は次の各号に定めるとおりとする。

- (1)生活相談員
社会福祉士、社会福祉主事（任用資格を含む）又は精神保健福祉士
- (2)看護職員

看護師又は准看護師

(3)機能訓練指導員

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1)管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3)看護職員 1人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(4)介護職員 2人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

(5)機能訓練指導員 1人以上

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1)営業日は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(2)営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3)サービス提供時間は、午前10時から午後3時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第7条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1)実施単位 1単位

(2)利用定員 18人

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 事業所において行われる指定地域密着型通所介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話または機能訓練若しくは送迎とし、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1)利用者の要介護状態の軽減または維持に資するよう、その目標を設定し、計画

的に行うための地域密着型通所介護計画を作成するものとする。

- (2)地域密着型通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (3)事業者は、自ら提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4)介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。
- (5)職員は指定地域密着型通所介護の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者またはその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6)職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定地域密着型通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第126号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用の支払いを受けるものとする。

(1)食事の提供に要する費用 昼食400円

(2)指定地域密着型通所介護で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域はいわき市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1)利用者は、事業所内において政治活動または宗教活動を行ってはならない。

(2)利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3)利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、指定地域密着型通所介護の提供中に利用者の体調や容体の急変、

その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

2 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センター及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第16条 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護等に対する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する

ものとする。

(秘密保持)

第17条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時期において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の研修)

第20条 事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施

(2) 継続研修 年に1回以上実施

(ハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(運営推進会議)

第22条 事業者は、提供する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者または利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員または地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上開催するものとする。

3 事業者は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。またその内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

(記録の整備)

第23条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1)地域密着型通所介護計画

(2)提供した具体的サービス内容等の記録

(3)利用者に関する市町村への通知に係る記録

(4)苦情の内容等に関する記録

(5)事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6)運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附則

1 この運営規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この運営規程は令和6年4月1日から一部改正施行する。